

①行事名(コース)など
 ②住所 ③氏名(ふりがな)
 ④年齢 ⑤電話またはFAX番号
 ⑥「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

●あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所へ)
 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
 ●連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
 HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

令和4年(2022年)8月1日
せたがや

8月10日は「道の日」です

誰もが安全・快適に公共の道路を利用できるように、通行の妨げとなる物の設置等はやめましょう。

①道路の上空に突き出した看板や日よけ等は、「道路占用許可」が必要です

- 所有者は許可基準に合わせて申請してください。
- 表示面積に応じて占用料がかかります(減免あり)。
- 「東京都屋外広告物条例」に基づく許可が必要となる場合があります。※1
- 許可なく道路を使用すると罰せられることがあります。許可基準に適合しない場合は、早急に撤去してください。



備条件等詳しくは、お問い合わせください。

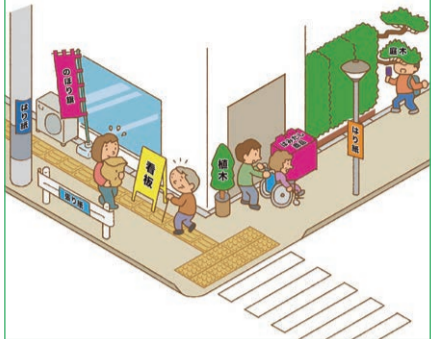
道路占用許可が必要となるもの(一例)▶

②公共の道路には、通行の妨げとなる物の設置はできません

(置けない物の例)

- はみだし商品、ワゴン等
- のぼり旗、看板、貼り紙等の広告物
- 自動販売機、エアコンの室外機等
- 放置バイク等
- 植木鉢、はみ出し樹木や植栽等

これらの物を道路に置くことはできません▶



問①土木計画調整課 ☎6432-7960 FAX6432-7993 (※1=建築調整課☎6432-7160 FAX6432-7985) 問②土木計画調整課 ☎6432-7958 FAX6432-7993、土木管理事務所(世田谷☎3424-2790 FAX3424-2501、北沢☎5486-7010 FAX3412-6847、玉川☎3702-4914 FAX3702-3762、砧☎3417-9571 FAX3417-9573、烏山☎3308-8133 FAX3305-2484)

粗大ごみのリユースを促進するための実証実験を行っています

ご自宅で不要になったものでも、他の方が気持ちよく使えるものは、「世田谷区不要品持ち込みスポット」で引き取り、リユースしています。

実証実験期間/5年3月末まで(期間を延長しました)



詳しくは、ホームページをご覧ください▶

問清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3297 FAX6304-3341

高齢者安心コールをご利用ください

- ①電話相談サービス/高齢者の日常生活での困りごとの相談を、24時間365日電話等でお受けします。
 対区内在住の65歳以上の方、ご親族やご近所の方
- ②電話訪問による見守りサービス(事前登録制)/月1回・週1回または週2回、元気にされているかを定期的に電話で確認します。
 対区内在住の65歳以上で、ひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方
- ③訪問援助サービス(事前登録制)/区に登録しているボランティアが訪問して、簡単なお手伝いをします。
 対区内在住の65歳以上で、ひとり暮らしの方または高齢者のみの世帯の方 費実費相当分担当=高齢福祉課

問高齢者安心コール ☎5432-1010 FAX5432-1030

区長へのメールから(区政へのご意見)

区では、区長へのハガキや区のホームページなどを通じ、区民の皆さんから寄せられたご意見やご要望を区政運営の参考にさせていただいています。区に寄せられたご意見と回答の要旨を一部抜粋してご紹介します。

※区長へのハガキは、広報広聴課や総合支所地域振興課計画・相談担当(世田谷は計画調整・相談担当)、出張所・まちづくりセンター、図書館で配布しています。

問広報広聴課 ☎5432-2014 FAX5432-3001

ご意見	回答
お金の管理が難しくなった高齢者を守るために、区ではどういった支援をしているのでしょうか。	認知症や知的・精神障害などにより、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい方が安心して暮らせるよう、その方の権利を守り、法的に支援する成年後見制度があります。 区では、2年度に「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進のため取り組んでいます。具体的には成年後見制度の申し立て支援や親族後見人の支援などを行い、制度を利用しやすくすることや、介護サービス事業所などの地域の関係機関及び弁護士などの専門職と連携して、意見交換や情報共有をするためのネットワークを構築しています。 また、成年後見制度ハンドブックやホームページによる啓発、セミナーの実施を通して、制度の周知と利用案内を行っています。
問い合わせや手続きを夜間に行いたいです。メールでの問い合わせやインターネットでの申し込み、振り込みはできないでしょうか。	区民の方とのメールのやりとりは、個人情報保護条例の制限や、送受信する情報(データ)の安全確保の観点から、現状では行っていません。 インターネットによる区への問い合わせは、区のホームページのWEBフォーム「せたがやコールお問い合わせ入力画面」をご利用ください。 そのほか、イベントや講座等については、インターネットを利用して申し込みができるオンライン手続きの取り組みも行っています。また、国民健康保険料や介護保険料、税においてはスマートフォンアプリを活用した電子マネー決済での納付も開始しています。

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がない、相談する医療機関に迷う等の場合

世田谷区発熱相談センター ☎03-5432-2910 (平日午前8時30分～午後5時15分)
東京都発熱相談センター 症状のご相談=☎03-5320-4592 ☎03-6258-5780(いずれも24時間・多言語対応)
 医療機関案内専用=☎03-6732-8864(24時間)
 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

症状はないが不安に思う方、その他新型コロナウイルス感染症に関するご相談

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口 ☎03-5432-2111 FAX03-5432-3022
 (平日午前8時30分～午後5時15分)

東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター (毎日午前9時～午後10時・多言語対応)
 ☎0570-550-571 FAX03-5388-1396(電話での相談が難しい方)

療養期間終了後も何らかの症状が残っている方はご相談ください
 (「コロナの後遺症について」とお申し出ください)

世田谷区コロナ後遺症相談窓口 ☎03-5432-2910
 (平日午前8時30分～午後5時15分)

※PCR検査等で陽性と診断されてから1～2か月以上経過した方は、東京都が設置する相談窓口もご利用いただけます(次記二次元コード参照)。

新型コロナウイルス感染症に関することについて
 詳しくはこちら▶▶▶

